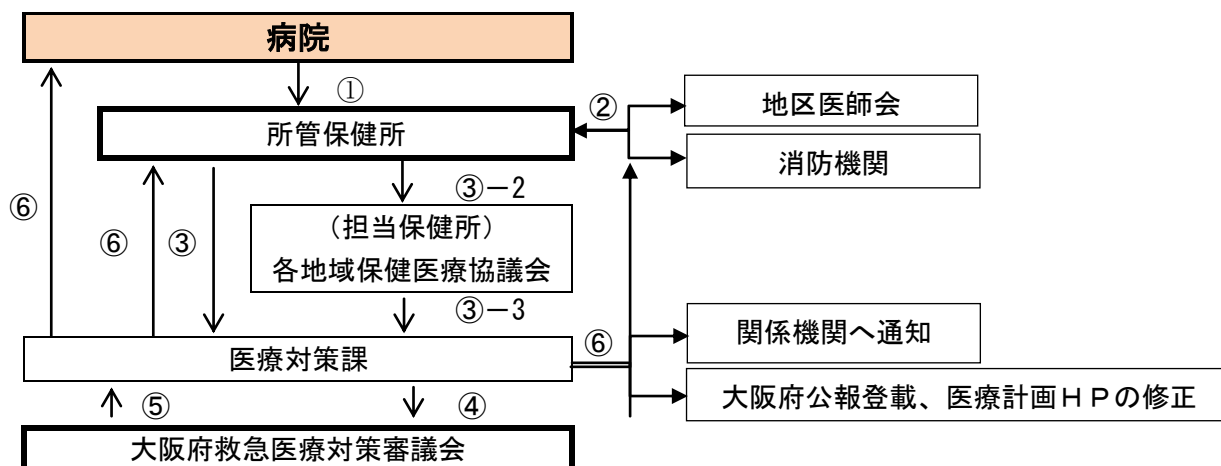


救急病院等に関する認定手続きについて（小児救命救急センター）



- ① 新規・更新の申出を行う病院等は、下記の書類に必要事項を記入し、所在地域の保健所等に提出。
 - ・救急病院等に関する〔新規・更新〕申出書
 - ・病院等周辺の見取図及び救急医療施設平面図
- ② 各保健所から、地区医師会及び消防機関に対して、意見を求め、その結果を申出書に記入。また、保健所としての意見も申出書に記入。
- ③ 各保健所から（大阪市・堺市・東大阪市・八尾市・高槻市・豊中市・枚方市は市を經由して）大阪府健康医療部保健医療室医療対策課（以下「医療対策課」という）に書類を提出。
 - （③-2 及び③-3 は該当する圏域のみ必要な手続き）
 - ③-2 各保健所から、各地域の保健医療協議会担当保健所へ病院等からの更新（新規）の申出を報告。
 - ③-3 各地域の保健医療協議会担当保健所は、医療圏内の各保健所への申出を取りまとめ、保健医療協議会において医療圏内の救急医療体制について検討・承認等を行い、結果を医療対策課に報告。
- ④ 医療対策課から大阪府救急医療対策審議会へ救急認定についての諮問。
- ⑤ 大阪府救急医療対策審議会において認定の可否を審議し答申。
- ⑥ 医療対策課は、審議会答申を踏まえ認定し、救急協力していただく病院については、大阪府公報に登載するとともに、各病院に対してその旨を通知。また、保健所、市町村、消防機関及び医師会など関係機関にも通知。
 - 大阪府ホームページ内の「大阪府医療計画」へ反映（医療計画への記載は次回の変更時期に一括して行う）。